

税 務 課

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(金)まで

平成26年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成26年度償却資産として申告する必要があります。

平成25年度に申告された方および課税された方には申告書を送付していますが、送付されない方でも償却資産を所有している場合は申告してください。

申告用紙配布
申請場所

- ・役場税務課
- ・六郷出張所
- ・仙南出張所

申請期限

1月31日(金)

Q.1 償却資産ってなんですか？

A.1 償却資産とは農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含みません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q.2 使っていない資産も申告の対象になりますか？

A.2 まだ使用していない、または現在使用してなくても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q.3 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A.3 償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902(内線1302)

1月31日(金)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限(口座振替日)

| 項 目 | 期 別 | 納期限(口座振替日) | 期 別 | 納期限(口座振替日) |
|------------------|-----|------------|-----|------------|
| 国民健康保険税(普通徴収) | 7期 | 1月31日(金) | 6期 | 1月6日(月) |
| 後期高齢者医療保険料(普通徴収) | 7期 | 1月31日(金) | 6期 | 1月6日(月) |
| 町県民税(普通徴収) | | | 4期 | 1月6日(月) |

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます。

- ①町税
- ②簡易水道料金
- ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料
- ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料
- ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料
- ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金
- ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行
 - 北都銀行
 - 羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協
 - 秋田ふるさと農協
 - ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

総 務 課

旧千畑中学校特別教室棟の活用を希望する企業や個人を募集しています

町では、学校再編計画による空き施設等活用計画に基づき、旧千畑中学校特別教室棟の活用を希望する企業や個人を募集しています。

施設の詳細、貸付の条件など詳しくは、下記までお問い合わせください。



問い合わせ ● 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111(内線1205)

総務課

避難されている皆さまへ
避難先をお知らせください

被災した市町村から別の市町村に避難されている場合、避難先市町村に現住所などの情報を提供すると、避難元の県や市町村から大切なお知らせが届くようになります。

まだ情報提供されていない場合や避難先を異動された場合、避難を終了された場合は、ぜひ避難先市町村へ情報提供をお願いします。

問い合わせ ● 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111(内線1205)

住民生活課

チャイルドシートの購入費用を助成しています

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

対象者 ● 6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し同一生計である方。ただし、町民の方に限ります。

助成金額 ● 購入費用の2分の1以内(上限1万円)
※対象乳幼児1人につき1台限り

申請方法 ● チャイルドシートを購入後、右の書類を住民生活課に提出してください。

※申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

提出書類

- ①チャイルドシート購入費補助金交付申請書
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号(下図)を申請書の欄外に記入してください。


 または

- ②領収書 ※レシートは不可
(購入者の氏名、商品名、日付が記載されたもの)
③品質保証書の写し ④補助金交付請求書
⑤通帳の写し

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

建設課

合併処理浄化槽を設置している方へ
合併処理浄化槽水質検査費補助金を交付しています

合併処理浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方(地域の会館等を含む)を対象に「浄化槽水質環境保全費補助金」を交付しています。

次に該当する方には補助金を交付できませんので、ご注意ください

- ①トイレのみを処理する単独処理浄化槽を設置している方
- ②下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している方
- ③平成25年度に合併処理浄化槽を設置した方
- ④町の税金、各使用料および各資金貸付金の償還を滞納している方

申請用紙等は町建設課、六郷出張所、仙南出張所に備え付けているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

補助金額 ● 5,000円

提出書類 ●

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・検査結果書(浄化槽法第11条)の写し
(平成24年度に浄化槽を設置した方は検査結果書(浄化槽法第7条)の写し)
※検査結果書の判定項目が「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参してください。
- ・申請者本人名義の振込口座通帳の写し(表紙を1枚めくったページ)
※昨年度も当補助金を申請された方で、振込口座に変更がない場合は省略できます。

申請期限 ● 2月28日(金)

提出先 ● 町建設課または六郷出張所、仙南出張所

問い合わせ ● 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910